

エコツーリズム推進法施行規則（案）の概要

第1 法第六条第一項の規定により全体構想の認定を申請する市町村は、次に掲げる書類を全体構想に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

- 一 全体構想の対象となる区域を明らかにした地図
- 二 全体構想に規定する自然観光資源の位置を表示した地図
- 三 全体構想に規定する自然観光資源を当該市町村の長が特定自然観光資源として指定する場合にあっては、指定する特定自然観光資源ごとに次に掲げるもの
 - イ 当該特定自然観光資源の境界を表示した地図
 - ロ 法第八条第二項（法第十条第五項において準用する場合を含む。）に規定する土地の所有者等の同意を得たことを証する書類
 - ハ 法第九条第一項第四号に基づき条例を定める場合にあっては、その条例
 - ニ 法第十条第一項に基づき立入りを制限する場合にあっては、その期間及び法第十条第三項に基づき規定する市町村長が定める数を記載した文書

2 法第十条第一項に基づき、特定自然観光資源の所在する区域への立入りにつき制限をする場合にあっては、前項第三号イの地図にその区域を記載するものとする。

3 主務大臣は、申請する者に対し、その他必要と認める書類の提出を求めることができる。

第2 法第六条第五項の規定により全体構想の変更の認定を受けようとする市町村は、変更後の全体構想に次に掲げるものを添えて、主務大臣に提出しなければならない。ただし、協議会に参加する者の名称若しくは氏名の変更又は協議会に参加する者の追加については、法第六条第五項の変更の認定を要しないものとする。

- 一 変更の内容を示したものと及び理由
- 二 上記第1の一～三の書類の内容について変更がある場合にあっては、変更後の当該書類及び当該書類に係る変更の内容を示したものと及び理由

2 市町村は、認定全体構想について前項ただし書に規定する変更又は追加をしたときは、遅滞なく、主務大臣に変更又は追加後の認定全体構想に変更の内容を示したものと及び理由を添えて届け出なければならない。

3 主務大臣は、申請する者に対し、その他必要と認める書類の提出を求めることができる。

第3 法第八条第一項ただし書の主務省令で定める自然観光資源は、次に掲げるもの（法第九条第一項第四号の条例で定める行為の規制又は法第十条第一項の制限を講ずる必要があるものを除く。）とする。

- 一 文化財保護法第百九条第一項に規定する名勝又は天然記念物
- 二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項又は第二十五条の二第二項の規定により公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存を図るために保安林として指定された区域内の土地
- 三 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定又は同条第二項第一号に掲げる事項に関し同項の規定に基づき農林水産省令又は規則において採捕を禁止された水産動植物及び同法第十五条第一項又は第四項の規定により指定された保護水面
- 四 都市公園法第二条第一項第二号に規定する都市公園の区域内の土地
- 五 自然公園法第十三条第一項に規定する特別地域内の植物（同条第三項第十号の規定に基づき環境大臣が指定したものに限る。）及び動物（同条第三項第十一号に規定する指定動物に限る。）、同法第十四条第一項に規定する特別保護地区内の土地、木竹、植物及び動物並びに同法第二十四条第一項に規定する海中公園地区内の海底及び動植物（同条第三項第二号の規定に基づき環境大臣が指定したものに限る。）
- 六 自然環境保全法第十四条第一項に規定する原生自然環境保全地域内の土地、木竹、植物及び動物、同法第二十五条第一項に規定する特別地区内の土地、同法第二十六条第一項に規定する野生動植物保護地区内の当該野生動植物保護地区に係る野生動植物並びに同法第二十七条第一項に規定する海中特別地区内の海底及び動植物（同条第三項第五号に基づき環境大臣が指定したものに限る。）
- 七 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第五条第一項に規定する緊急指定種並びに同法第三十七条第一項に規定する管理地区内の土地（水底を含む。）及び動植物（同条第四項第七号に基づき環境大臣が指定したものに限る。）
- 八 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二条第一項に規定する鳥獣（同法第二条第三項に規定する狩猟鳥獣及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第十二条に規定するものを除く。）並びに同法第二十九条第七項第四号に規定する国指定特別保護地区であって環境大臣が指定する区域又は都道府県指定特別保護地区であって都道府県知事が指定する区域内の木竹以外の植物及び動物

第4 市町村長は、法第十条第一項の規定による制限をする場合において、その制限を実施する期間を定めるものとする。

2 法第十条第一項に規定する承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村長に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名
- 二 特定自然観光資源の名称

- 三 立ち入ろうとする日時
- 四 立ち入ろうとする者の数
- 五 立入りの目的
- 六 立入りの方法
- 七 当該特定自然観光資源について案内又は助言を行う者の名称又は氏名
- 八 その他市町村長が承認のために必要な事項として定める事項

3 市町村長は、法第十条第一項の承認をしたときは、当該承認を受けた者に対し、次に掲げる事項を記載した承認証を交付するものとする。

- 一 申請者の氏名
- 二 特定自然観光資源の名称
- 三 承認する立入りの日時
- 四 承認する立入りの人数
- 五 承認する立入りの方法

第5 法第十条第一項ただし書の主務省令で定める特定自然観光資源は、次に掲げるものとする。

- 一 自然公園法第十三条第三項第十三号（同法第十四条第三項第一号において引用する場合を含む。）の規定に基づき環境大臣が指定する区域又は同法第十五条第一項に規定する利用調整地区である特定自然観光資源
- 二 自然環境保全法第十九条第一項に規定する立入制限地区である特定自然観光資源
- 三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十八条第一項に規定する立入制限地区である特定自然観光資源

第6 法第十条第二項ただし書の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 農林水産業に係る行為
- 二 法令の規定による土地若しくは施設の管理行為又は法令の実施に当たって必要な事前調査を行うこと。
- 三 第6の一～三十行為を行うために必要な工事用の仮工作物（宿舎を除く。）又は法令に規定する施設若しくは設備若しくは法令の規定により行う事業に係る施設を改築し、又は増築すること（工事用の仮工作物にあっては、新築を含む）。
- 四 信号機、防護柵、土留よう壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、若しくは増築すること（信号機にあっては、新築を含む。）。
- 五 道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。
- 六 測量法第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法第五条第一項に規定する水路

測量標を設置すること。

七 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。

八 電線路の維持のために下刈し、つる切し、又は間伐すること。

九 法令の規定により、又は保安の目的で、広告その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。

十 野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。

十一 法令の規定に基づき許可その他の処分を受けた行為

十二 法令の規定に基づく自然環境の保全のための事業（外来生物の防除を含む。）を行うこと。

十三 港則法第二条に規定する港の区域内において動力船を使用すること。

十四 航路標識の維持管理その他の船舶の交通の安全を確保するための行為

十五 鉱業権を有する者が鉱物の掘採又は土石の採取（鉱物の掘採のための試すいを含む。）を行うこと。

十六 文化財保護法第百九条第一項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧を行うこと。

十七 測量法第三条に規定する測量を行うこと。

十八 土地若しくは木竹の所有者若しくは管理者又は土地若しくは木竹の使用及び収益を目的とする権利を有する者がその権利義務に係る土地において行う行為

十九 特定自然観光資源の所在する区域内に存する施設又は設備を維持管理すること。

二十 特定自然観光資源が所在する区域外の区域において、第6の一～三十に掲げる行為を行うため、やむを得ず通過すること。

二十一 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うこと。

二十二 その他法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為

二十三 その他法令の規定により国又は地方公共団体が行う行為

二十四 特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ることが公益上又は社会通念上やむを得ないと市町村長が認める行為

二十五 その他以上の行為に付帯する行為

第7 この省令は、法の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。